

---

---

---

マネージメント・レター 238

「新たな経済危機対策決定」～政府・与党が4月10日に取りまとめたポイント

### 1. 資金繰り支援

緊急保証の拡充（ご相談）お近くの金融機関、信用保証協会  
日本政策金融公庫、商工中金によるセーフティネット貸付の拡充等  
（ご相談）お近くの日本政策金融公庫、商工中金  
小規模企業者経営改善資金（マル経融資）の拡充（ご相談）お近くの商工会、商工会議所  
中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金の金利引下げ  
（お問い合わせ先）(独)中小企業基盤整備機構

### 2. 雇用維持に取り組む中小・小規模企業支援

雇用調整助成金の支給の迅速化・簡素化を推進しています。  
労働者解雇などを行わない場合に、助成率を上乗せします。  
「残業削減雇用維持奨励金」を創設しました。  
中小企業庁が実施する、人材確保・育成のための「実践型研修」は、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の対象となります。  
（お問い合わせ先）都道府県労働局 ハローワーク 中小企業庁

### 3. 経済危機対策における税制改正

交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人の定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げ、交際費課税を軽減します。  
とりあえず、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用開始  
住宅取得のための時限的な贈与税の軽減  
現行非課税枠110万円はそのまま住宅取得資金として500万円上乗せ  
・平成21年1月1日から平成22年12月31までの2年間の時限措置。  
・主たる居住用資産（同時に取得する敷地、家屋の増改築を含む）に充てるために金銭の贈与を受けた場合には500万円まで贈与税を非課税とする。  
・20歳以上の者が、その直系尊属である者（父、母、祖父母、曾祖父母等）から受ける贈与を対象とする。  
・贈与税の暦年課税（基礎控除110万円）相続時精算課税制度（住宅取得資金については3,500万円）との併用が可能。通常の贈与であれば610万円まで、相続時精算課税制度の活用であれば4,000万円までが非課税となる。

 今月のひとくちメモ  - 旬を食べよう！

「目に青葉 山ほととぎす 初ガツオ」北で夏を過ごすために北上する初ガツオは秋に南下する戻りガツオに比べ淡白であっさりしていますが魚類の中でも良質なタンパク質をたっぷり含んでいます。又、コレステロールの減、血圧降下のタウリンとビタミンB類・Dが豊富に含まれています。刺身・たたき・から揚げなど薬味等も工夫して大いに食べたいものです。